

高砂増々抄附録

播州高砂

漁甫迂臺

纂輯

和樂説

樂記曰、凡音の起る事人心によつて生ず。人心ハ外物にまじはり、感じて心うこき、声にあらハる。その声文あやなすを成なす。これを音と云、音を比あはせて樂となるなり。声を知て音を知らざるは禽獸也。音を知て樂を知らざるは凡人なり。只君子のミよく樂を知るなり。この故に声を審つまびらかにして以て音を知り、音を審にして樂を知り、樂を審にして以て政を知る。樂ハ徳の花なり。金石いし絲竹いとけは樂の器なり。詩ハ志をのべ、歌ハその声をながくす。舞ハその容かたちを動かす。三のもの心にもとつきて後、樂器これにしたがふ。樂ハ和の極なり。

中より出るゆへに静なり。礼ハ順の極なり。外よりおこる故に文なり。楽ハ同じきをたつとふ。礼ハ異なるをたつとふ。同じければしたし、異なれハ相うやまふ。故に礼立ときは、貴賤のしなをなす。楽同じき時ハ上下相やハらく。楽至る時ハうらみなし、礼至る時ハあらそはず。故に礼樂の道を致^{きはむれ}ハ、揖讓して天下平なりとそ^{礼記樂記。略抄す。} 經濟録に樂を論て云、樂は樂^{らく}なりと積して人の心をたのしむより起る。人ハ動物なれハ、須臾も所作なくてハあらぬものなり。若暫時も所作なければ、必よこしまの心おこりて不善をなす事あり。何にても所作あれば、其所作をなして心をなぐさむハ常なり。然とも、常の所作もなしがたき時あり。又所作によりて心の鬱結する事もあるものなり。かゝる時ハ歌謡をなして声を発し、氣をもらし、絲竹をならしてうつをひらき、つれ^くをなくさむ。是又人の情なり。又、宴享^{ふるまひ}等の事にて会集^{あつまる}にも、飲食のミにて日を暮し夜をあかしては歡樂つきかたき故に、かならず歌舞を用ひて賓主のよろこひを尽し、よしみを結ふ。是、人の情の止へからざる事なり。凡、礼と樂とは鳥の両翼、車の両輪のことく、かた^くかくべからず。樂ハ人の心の和するを本とし、礼は嚴敬を本とする。故に礼はかりにて樂なけれハ、君従父子兄弟朋友の間嚴畏愿懃なるのミにて、和睦の意欠る。故に百樂を用ひて和をもと^とせされは、五倫の間むつまじからず。古昔、礼に必樂を用るは、和を導ためなり。故に礼樂ならへ用るハ、歡樂をかさり

礼儀節せん為なり。礼儀を節すとは、ほと拍子なり。大礼を行ふに、進退遅速を度に合せ、其程拍子をひとしくするに、樂を以て相図とするなり。今世僧家に仏事を行ふに、鐘鼓を撃て進退作止の相図とするも、聖人の法によれるなり。此等の義によりて、大礼には必樂を用る。凡人は少心をなくさむ業なくてハかなはぬものなり。いかんとなれハ、天地の間ハ悉く生々の氣にて立てあるもの故に、四夷八蛮までも国として樂なきハあらず。音樂ハ妙たへに人の心を感じ動するものなり。雅樂を聴は、其心正敷なり。淫樂をきけは、必心蕩とろけて淫いん泆いっに流る。是、天地自然の妙なり。孝経に、移シ風フ易フ俗フ莫シ善キハ於樂ヨリといふハ是なり。孔子の顔淵に邦を為おさむ事を告給ふに、樂ハ則詔舞との玉ひ、又放ニ鄭声ヲとの玉ふも此義なり。されハ、もろこしにて歴代の帝王、天地社稷宗廟を祭り給ふに樂を用ひたまはすといふ事なし。是、天下を治るに礼樂なくて叶はさる故なり。又氣質の偏を化して天地中和の氣にかなはしむるハ樂にあらされハあたはず、おしへの一ツなり。故に堯舜司徒、典樂の官を設く、これかためなり。日本には、聖徳太子、漢土の樂を求て数多く伶人に習はしめて朝廷に用ひたるより、今の世までも伝はれり。日本に伝はれる樂ハ漢より唐までの樂なりといふは、琵琶、横笛、箏、篳篥、笙、尺八、羯鼓など、皆漢以後の樂器なる故なり。されとも、絲の

たくひに琴あり。匏の属に笙あり。此ふたつは皆、上古の樂器にて日本に伝はれり。瑟を鯖尾琴と名付て樂に用ひたり、といひ伝ふれとも世に伝はらず。箏ハ秦の樂器にて、漢より以来是を用ゆ。瑟より出たるものにて、瑟は二十五絃なるを半にして十三絃になしたりといふ。是も古き物なり。和琴ハ吾国の神代の樂器なりといふ。今おもへハ、其製漢土の筑といふものに似たり。漢土には李唐の代まで古樂遺りて有しかとも、宋朝より音樂大に変せりと聞ゆ。吾国の樂ハ、唐代の人より受來れる故に、却て古樂多しといふ。今日本に伝はれるごとくの樂ハ、その漢土には絶てなきよしなり。凡異國にては、歴代天下の改まる毎に必礼を製し樂を作る。故にいつとなく變化して、古樂も新樂となる事なり。

しかのミならず、吾邦音を解する事、漢土の人にまさるものあり。治平略に載す、李^一照定^二景祐之樂^三楊傑定^四元豐之樂^五。この諸子議を建て旧樂を革^{あら}たむ。もとより音を解するものにして、新律成て、これを奏するに至て、賤工のために欺れしとそ。此方の人堂上に在て衆音庭に合奏するを聴て、相協はさるものあれば、よくこれをわきまふ。笙を吹に數簧各律一時ともに鳴にあたつて、そのたかひいつれの簧にあるを知もの皆その常事なり。隋唐以来諸儒古來を考修して定論なし。南宋の何承天以来、仲呂復^二元黃鐘^三を以て通論とす。我邦も亦旧習にまとはされてこの失ありしに、中村楊齋はじめて小倉藤重相公實起の宅におゐて、十二律往て不^レ反の説を論す。相公家絃歌を世にし、尤音律に長せり。箏を弾十三絃に就て試^レ之、その実を知り、はじめて歎服す。中村氏ハ近世の大儒にして礼樂に通す。律呂新書の旨を發明し、樂律の本原をきはむもの功大なり。樂に志ある

もの、此書を本とすべし。
日本には新に作といふ事なく、聖徳太子の時、伶人を定置て此業を守らしむ。故に千余年を歴て今の世迄も亡ひ失すして全

伝へり。誠珍重すへき事なり。欽明天皇三十一代即位十五年、百済国より楽人数人を貢するよし見へたり日本紀。是吾国へ樂の来始とそ。

聖武天皇四十五代即位三年、樂員を定む。唐樂三韓樂、俱舞、筑紫舞なり。歌垣ハ舞の曲なり。

然れとも、神代に天鈿命神樂をつかさとり、神武天皇猿女君をして諸樂器を掌らしめ給ふ日本紀等。大己貴命のもち給ひし天あまの

詔のりこと琴あり旧事紀。応神天皇十六代三十一年、枯野からのといへる官船、

武庫の水門に船かゝりせしに、其時新羅よりの調使もともに泊せしか、いかゝしたりけん、新羅の船より失火して諸国よりの貢船五百余艘烏有となれり。新羅王大に恐て、能匠を献し

たり。天皇枯野の燼もくひをして琴を作らしむ。其声音、鏗鏘として遠くきこふと侍り国史実録。樂器のあり来れる事ハ、ふるき

事と覚ゆ。琴は源氏物語などにも見へて末摘花、若紫、其余不可枚挙、昔ハ

ことには是を用ひたりと聞ゆ。いつの程にか此もの亡ひうせて、今の世に知れる人なし。琴ハ元五絃にして、宮商角徵羽の五音なりしを、周の文王、武王、少一宮少一商の二絃を加へ給ふ。其後七絃也。

すなはち糸の名をも宮商角徵羽文武とよふ由夜鶴抄。琵琶、

箏、和琴ハ其道伝へり。琵琶は本胡人の樂器なり。漢武帝、

烏一孫公一主の為に作らしむとあり事物紀原。本朝にてハ、仁明天

皇五十四代、承和年中、掃部頭藤原貞敏入唐して、琵琶

の秘曲を劉二郎是所謂廉承武也に受来れりとそ三代實錄貞觀九年。箏ハ、今

もつはら用ることなり。箏は弦を施す事箏々然たり。故に

※：糸へんに爭

箏といふ釈名。およそ物は篇にしたかふなり。箏は吹物にあらず。吹物ハ竹にしたかひ、弾物ハ糸にしたかふへきにやといふに、本字ハ※と書よし。久安二年三月三日の御遊に、宇治入道殿のたまひよし出たり夜鶴抄。箏を我国にひきならふ。はしめハ命婦石川の色子と云し人、筑紫彦山にて唐人にあひて箏の曲をつたへ、宇多天皇五朝十代さつけ奉るよし河海抄。此術筑紫より伝へ得たれハ、是か名を筑紫箏と云。和琴を日本琴とも書けり万葉集。伊弉諾、伊弉冉尊の作り給ふとも河海抄。又ハ和琴の起りハ、弓六張をひきならへて神樂に用ひけるかわつらへ煩しとて、後世の人琴に作りうつせりとも有無名抄。漢土の書に、倭国の樂に五絃の琴ありといへり文獻通考。倭琴を弾とハ云へからず、搔かといふとそ樂説紀聞。古斗左とさ幾きと云ものにて搔搔なり。撥ばちの類なり。箏箏は、胡人馬の睡をおとろかし、軍用に備ふと云。筋かといふも角といふも、ひちりきの事なり樂説紀聞。横笛、笙ハあまねく人の知る所なれハしるさす。尺八は唐の玄宗の好める物にて、昔は雅樂に用ひたれとも、今俗樂のものとなれり。和州の法隆寺に、聖徳太子の吹ける尺八あり。長さ壹尺八寸ある故に尺八といふ由なり。是を一節断だんといふ竹のふしひとつをこむる故なり。虚無僧こもそうの吹物を尺八といふは誤あやまりなり。彼ハ洞簫の類なり。節を三こむる故に三節断といふ。洞簫も本雅樂の器にして、其製度伶工の家に伝はりて今にあれとも、吹人なしとそ。今の樂器ハ琵琶、箏、和琴、是を三絃といひ、笙、篳

箎、横笛、是を三管といひ、羯鼓、太鼓、鉦鼓、是を三鼓といふ。羯鼓ハ、もと戎羯といふ国の鼓なり羯鼓録。大鼓ハ黄帝の臣、岐伯の作なり蔡邑独断。鉦鼓ハ越王勾踐の作なり兼名苑。昔ハ歌の類に今様朗詠といふものあり。今やうハ俗間の歌曲なれとも、其詞鄙俚ならず、風雅に近きものなり。朗詠ハ、公任大納言の和漢朗詠を歌ふ。是皆管絃をわする事なり。昔ハ民間迄も雅樂を用ひたりし故に、矢作の宿長の女も管絃をなしたるよしを伝ふ。平重衡しげひらとつれ囚とらとなりて鎌倉におはせし時、千壽といふ妓女の箏を弾せしにも、五常樂、回忽、皇鑿などを奏せし由なり。凡、其比は雅樂より外の音楽なかりし。故に貴賤皆雅樂を奏して心をなくさむるワさとなしたるなり。但シ平清盛の好まれし白拍子はかり、妓女の歌舞にて稍風流なるものと覚ゆ。今の世にある大頭の舞といふもの、昔の白拍子の流なりとそ。新田義貞ハ笛を吹、足利尊氏ハ笙を吹、楠正成ハ琵琶を弾し、皆堪能なりとそ。室町家の末より今の猿樂盛になり、朝廷の燕享にも是を用られし程に、自然と武家一統の樂となりて、海内行るゝ事二百余年に及へり。幸若の舞といふものあり、幸若氏の所作なりとそ。舞と称すれとも舞にはあらず。扇にて手を拊て拍子をととり、古人の事を謳ふ猿樂の謡のことくなり。琵琶法師の物語といふは、信濃前司行長か性仏といへる盲人に平家物語を教へてうたはしめたるより始れり性仏か後を如一檢校と云。如一か弟子二人あり、一を覚一と云、二を城一と云。其音声清亮ならず、け

ものゝほゆるかこときハ、性仏が生れつきの声を学ひたるなりとそ。猿樂よりふるきものにて、しめやかなるものなり。説経といふハ、昔、釈氏の属に説経師といふもの有て、仏菩薩の縁起などを詞につゝりて、称名念仏に加へて俗人に仏道を勧けるより始り、其後、異国本朝古人の事跡哀に悲しきをいひ、又名僧などの伝をとりて世の無常なる事をしめし、人に菩提を勧めしなり。本ハ鉦鼓をならして拍子とせしを、今ハ三線に和する事になりぬ。祭文といへるも、本ハ其人一生の善事歴をあけて其人をとむらふ文なり。悲哀を主として人を泣しむる事なれども、哀声を過るハ其いきほひ自然と淫声となる。今俗間の祭文といふものは、色欲に溺れ淫乱放蕩にして、家をほろほし身をうしなひし賤しきものゝ事を作る。故に其鄙俗悖乱云へからず。浄瑠璃といふは略説経のことくなるものにて、其始さたかならず。或説に、豊臣家の侍女小野々お、源氏物語にならひて長生殿十二段といへる物語を書けり。其趣、ひとへに三河国矢作の宿長の女、浄瑠璃姫といひしものゝ事を主として、十二段の詞に作れり。時の人、此草子を浄瑠璃本といひける。岩橋検校この草子に節を付てうたひしより始めりといふ。或説に四条東洞院彫物屋何某といふもの、淡路の傀儡師を誘かたらひ木偶ぎやうを舞はし、三線に和してうたふ。後陽成帝庭にめされ、因て引田淡路掾に任せらる八位相当受領也。其後、此曲調盛に行はれ、

和漢古今の事実を詞につゝり、うたふるになりぬ。其音调も関東関西に種々の変調あつて、一樣ならず。始ハ其詞も稍文雅なりしに、次第に鄙俚猥褻を極めて、聞にしのひさらしむ。歌舞妓ハ慶長年中、名古屋山三郎といふもの出雲の巫くにと云ものに早歌をおしへ舞せけるよりはしむとそ。凡、国淫声の禁なければ、民間に種々淫樂を作り出して、人の心を流蕩せしむ。先王の政に淫声を作るものを殺由、礼記の王制に見へたり。又、俗間箏の歌曲に文雅に近きもの有。貝原好古の云、筑紫箏の術、今なを肥前の国にのこれり。是を京樂に比するに甚詳也。迂臺云詳なりとは。彈法繁数の謂歟。その譜も又異なり。和歌詩句の吟詠あり。

皆其節奏にあたる事歌謡のことし。疑らくは、古昔唐人の伝る所ならんか。然とも其音京樂に比すれハ、淫靡にして雅樂とすへからず。されとも是を今の瞽者の弾する処に比すれば、又頗雅にちかし。筑後に僧あり、法水と号す。善導寺に住し、筑紫箏を学ふ。後に江戸に行、諸家に往来して箏を弾す。還俗して甚時賞を得たり。箏術を以て八橋檢校に伝ふ。八橋檢校、雅樂の越天樂より変化し来りて、種々の歌曲をなせり。露 梅枝 心尽 太平 薄雲 雪朝 雲上 是を表組といひ、薄衣 桐壺 是を裏組といふ。此外に 四季 須磨 扇子 雲井 是を伝授として謾に伝へす。八橋檢校貞享二年。寿七十余にして死。是、古の筑紫流にはあらされとも淫声少し。三線、鼓弓正字 月琴といふ物は俗樂の要器なり。此二器、

近世琉球国より来れりとそ。三線ハ中華の阮咸げんかんといふものにちかし。鼓弓ハ、箜篌といふ物に類す。鼓弓ハ野鄙なる様なれとも、却て雅にちかき処あり。但し悲声を帯ふ。三線の声ハ、淫娃の至極なり。三線の声纔に発すれば、たちまち人の淫心を動し、世俗の耳に叶ひ心をよろこはしむる事、他器の比類にあらず。形は琵琶に類すれとも、琵琶ハ弾法かんそ簡疎なり。三線ハ弾法極めて繁数はんざくなり。凡、淫樂は必繁手とて手を繁細しずくこまかにする事なり。繁きハ三線に至て極れり。浄瑠璃其外俗間にあらゆる歌曲、皆三線に和せされハ、其声の美をたくましくするにたらず。三線も其詞を正しく雅樂に用ひなは、雅樂なるへし。俗調にのミ用る故に、全淫声となれり。箏、尺八を俗樂に用れば、淫声を出すかことし。しかれば器の罪にあらず。しらふるものゝ罪なり。鄭声をはなち倭人を遠さくとして、俗をうつし風をやふり、国家の大患となるものハ淫樂なり。猿樂は古人の所謂北鄙ほくひ殺伐さつぱつの声にて、中和の声にあらず。笛の声も律にあたらす、鼓打、かけ声ハ罪人などの叫に似て、中和の氣をやしなふものにあらずとそしる人も侍れと、律呂に協ハさる代りにハ淫娃の声なき故に、人の淫心を動かさず。政治の害をなす事なし。土太夫のもてあそひて稍可なるものなるへし。邪説の雑るに至てハ、姑くおみて論せず。雅樂一たひ流れて猿樂となり、猿樂亦流れて歌舞妓となる。皆樂の流なり。世の盛衰によつて邪正の別あれとも、

これによつてもまた人世に樂のやむへからざるをしのミ。蓋、邪より正に移すは雅樂の力なり。正より邪に移は、淫樂の力なり。古の聖人、樂を作て人の心を慰め玉へるハ、風俗を保て、いつ迄も変せさらしめんか為なり。樂を以て礼と並て、此ふたつを国家政務の本とし給ふ。誠にふかき智慮ならずや。孔子、武城といへる在所を過玉ふに、此邑さとハ子游の宰さい代官と云に同じしとなりておさめし処なるか、百姓とももの絃歌してたのしめるを見て、ふかくよろこひ玉ふ事言端にあらはれ、牛刀の戲をの玉ひし事有。其外、武孫吳起が兵法、老聃莊周か無_レ為_レ申_レ不_レ害、韓_レ非_レ子が刑_レ名、商_レ鞅李_レ斯が法術、凡諸子百家の道、皆天下国家を治る事を宗とする故に、彼等か道をも善用ひれば、何にても天下治まらすといふ事はなけれども、彼等ハ皆礼樂を捨る故に、一時の治平を致すのミにて、永世の治を開く事ハ決して能はず。二帝三王聖人の道ハ、礼樂を以て太平を無窮に保つ。是、諸子百家に無き処也。然れば人主先王の治に倣はんとならば、必ず礼樂を興し玉ふへき事なり。古ハ雅樂世に流布して庶民も是を以て樂とせしハ、下に別の俗樂なかりし故なり。後世は下に種々の俗樂出来て人の耳目をよろこはしむる故に、只当時欲情に近きをよろこひて、是を面白とおもふ心より、雅樂ハ俗樂程に面白からず。なりもてゆきて、自然とすたれたるなり。民の風俗をやふる事、淫声より

甚しきはなし。淫樂の政治を害する事、誠に莫大なり。それとても近來世に行るゝ俗樂、歌舞妓の類も一変せん事を欲せは、其中に就て法制を立、淫乱不法の事をいはず、孝子忠臣列婦等のいさきよきふるまひの事をなさしめは、自然と民の風俗も淳朴に復り、国家長久の基なるへし。又、一変して道にいたるものハ、その人を待にあるのミ

此篇諸書の意を斟酌して其要をしるし一書の旨によらず、見る人いふかる事なかれ。

謡文字説

うたひといふハ、書經の舜典に歌ハ永ナカウス言とあり。自然とふし有て、なかく云づくをいふなり。般齋増抄曰、うたひといふ文字は諷の字、謡ヨウの字をかけり。二字の心を案すれば、諷の字よきなり。謡ハいたつらなるうたひものゝ義なり。諷は人のをしへとなる心あれば、正義たるものなりと。予按るに、此説大にいはれなきにや。謡は徒歌なりと説文に註せるを、いたつら歌と心得られたるハいかゝ、徒歌とハ俗に云、素謡カクヒの事なり。毛伝に曲合スルヲ。樂云歌徒ト。樂云謡、左伝註疏与シテ。樂而空歌云謡ト、其声道セウ。遙ヨウ然也センタリといえり。笛鼓の調なくして歌ふを徒歌と云なり。孔子、吾大夫の後へに従ふを以て徒行すべからずとの玉ふも、かちにてはあゆまれぬとなり、いたづらあるきはならずとにはあらず。徒の字をいたつらと訓するゆへに、淫いん

奔汚穢ホウキの歌と心得られたるは非なり。諷の字義、今のうたひの意にかなハす、謡あるひは謳の字書へし。今の謡といふもの、漢の謳歌に似たり。

猿楽文字説

さるがくといふ文字、申楽、散楽、猿楽、三品に書く。ともにさるがくとよめり。もと神楽の変曲なれハ、神字のかたハラをとりて申楽とかけり。散楽とかけるハ漢字なり。周礼春官に旄人散楽を舞事出たり。漢鄭玄か註に、野人為レ樂之善者、若今黄門倡一矣、唐賈公彦疏以其不レ在官之員内一謂之為散、故以為野人為樂善者一也、云若今黄門倡一矣、漢倡優之人亦非官樂之内一。故挙以為説也といゑり。しかれハ天子の官樂にはあらねとも、謡声邪曲ならぬ善き樂を散樂と謂て、宗廟、朝廷にも用らる事見ゆ。申樂、猿樂の文字ハ本邦に称する所にして、漢の散樂におなしきものなれハ、散樂とも書なり。散樂と書てさるかくとのふハ、駿河国をするかの国ととのふに同しと秦廣貞が歌舞同異抄にいゑり。又、申樂とかけるも猿樂と書も同し義なる事ハ、大歳たいさい申にある時ハ猿を以てこれに配す。故に猿樂とも称す。又、源氏にさるかうとかけるハ、うくすつ横通なれハ、かよはしてやハらかに書るなり。さるかうとハ散更とかけり。又、中古の記録に散

手、禪脱、散吟、後散などゝ書るもあり。皆散樂の類なり。

猿樂原始

相伝猿樂ハ、其権輿、聖徳太子神代猿女君の神樂に依れり。百濟味摩之等伝来の樂に合せて笛鼓の調を以て扇舞一曲に改、新に三鼓を作り、舞妓の謡をなし、秦川勝従て製す。其樂六十六番有といへり。

神社考曰、推古女主之時、豊聡太子作六十六番之面、命川勝一弄一仮一貌。真遂於橘内裏紫宸殿前令作此伎、由是四海浪一穩万民康一樂也。太子以其神樂一折神字一、名申樂。

本朝通紀前編第五曰、推古天皇十五年、太子親作六十六番木一偶一面使秦川勝河勝ハ秦ノ始被其面、仮為翁貌、於紫宸殿前歌舞、祭天神地祇。此時以此舞為神樂。自是後雖民

家一有可祝之事、則為神樂。然賤家卑屋漫伝舞恐有神樂之名、故以神字更申字。自是世人誤呼業其芸者称猿樂。或

説云、天照太一神天石窟に入給ふ時、猿女君岩戸の前にて舞給ふに依る、故に猿樂といふ

其時の功によりて。姓氏を猿女の君と賜ッ

猿女君ハ即天ノ御女命也。高皇産靈尊の孫、大玉命兒也。皇孫降臨の時猿田彦をしたがへ給ふ神也。

猿樂三変之事

今按に凡散樂上古中古今世の三変有、実録に出るもの左のことし。考見るべし。

三代実録卷第五云、清一和天皇貞觀三年六月廿八日 天一皇御前殿觀童相撲。先是近臣分頭相折各為左右、以右大臣正二位兼行左近衛、大將藤原朝臣良相為左方首、以大納言正三位兼行右近衛、大將源朝臣定、為右方首。左、右、標并樂人相撲、童等經、左右仗下、入住殿前。九番相撲、後有勅命、停。左右互奏、音、樂種、々々、雜、伎、散、樂、透、撞、兒、擲、弄、玉、等、之、戲、云。

同卷第七云、貞觀五年五月廿日、於神泉苑修御靈會。勅遣左近衛、中將從四位下藤原朝臣基經、右近衛權中將從四位下兼行內藏、頭藤原朝臣常行等、監會事。王公卿士起集共觀。靈座六前設施几筵、盛陳花果、恭敬薰修。延律師慧達為講師。演說金光明經一部般若心經六卷。命雅樂寮伶人作樂。以帝近侍、兒、童、及、良、家、稚、子、為舞人、大、唐、高麗更出而舞、新、伎、散、樂、競、盡、其、能。此、日、宣旨、開苑、四門、聽、都、邑、人、出、入、縱觀云。

同卷三十八云、陽成帝元慶四年七月廿九日、御仁壽殿覽相撲。左右近衛府遞奏音樂。散樂雜伎各盡其能云。右近衛內藏、富繼、尾、米、繼、伎、善、散、樂、令、人大、咲、所、謂、島、濲、人、近、之、矣。同卷第四十八云、光孝天皇仁和元年十月廿三日、天皇御紫宸殿、諸王及大政大臣已下出居侍從已上侍殿上。奏音、樂、種、々、散、樂。日暮親王已下降殿、於玉階前奏歌、舞、極、觀。

同卷四十九云、仁和二年十月廿五日 天皇御紫宸殿、親王、公、卿、出、居、侍、從、皆、侍、殿、座。右近衛府奏音樂、散、樂、雜、伎、莫、不、極、盡、賜、祿、各、有、差 江家次第卷八 相撲召仰ノ条

振鉞

左右各一節
次共二又一節

次左一右各一舞

時隨大曲各一新左蘇合自余依時

左必舞散手還城樂散更ラ
至大曲者多ハ奏ス蘇合

右必舞婦徳狛大吉于
至大曲者多新鳥蘇

同卷第十一内侍所御神樂末章曰、人長或又有奉仕散樂一之者、

訖佐井波利、次星、次朝倉陪從、次楚駒人長起舞。

古今著聞集卷第十云延長醍醐天皇六年閏七月六日中の六条院に

て童相撲の事有けり。廿番はてゝ舞を奏す。左ハ蘇合、右は新

鳥蘇、次に新作の胡蝶樂を奏しけり。その曲笛ハ忠房朝臣、舞は

式部卿親王作給ひける。舞終て船吉実散樂を供しけり。次

に羅凌王駒形を奏す。式部卿親王に纏頭ありけるとかや順和名抄

云胡蝶樂延喜八年亭子院童相。撲之時山城守忠房朝臣所作也。

倭名類聚鈔卷四術芸部第九曲 調類第四十九曲云

盤涉調曲 劔氣禪脱禪脱一云散樂

東鑑卷第五十二、文永二年乙丑三月四日、今日於御所鞠御

壺覽童舞。是所被引移昨鶴岡法会舞樂也。先舞童等相二分

南北着座以西為上。土御門大納言、花山院大納言等被候簾中云。

出居

公卿

從二位アキウチ 頭一氏卿

從三位

モトスケ 基一輔卿

殿上人

一条、中将能基

八条、兵衛佐盛長

唐橋少将具忠

左 三台 泔州 太平楽 散手 陵王

太平楽 乙王 夜叉王 松若 禅王 瑠璃王

散手 乙王 陵王 松若

右 長保楽 林歌 狛鉢 貴徳 納蘇利

狛鉢 各着 浅黄直、垂 万歳 金王 千手 乙鶴 金毘羅 竹王

貴徳 万歳 納蘇利 禅王 幸王 豆王

又、右近将監中原光氏、廻雪奏賀殿之間、給禄物能基朝臣

役之。

弁散楽 邑上御製

問散楽之興、其来尚矣。俳優入魯、還当断足之刑、
□□来朝、自为解頤之觀。仰尋前日之技歌、俯察当今之風俗、不関周礼
旄人之所、学亦殊。漢典遠、夷之所献。船太之新鞅、鞞人为美
談、魚丸之世、羅国世称妙舞、未審。揚鞭騎、半、指何方而逃去
傍柱、負胡籙、为谁人而装備。安勅氏之臨、老相撲難、弁其師伝。
吏部王之推、新、傀、儻欲聞其秘術、随月次而变体。拾遺之説、為
真、為偽、馮、**□□**座而放光。臣、将之談、非毀、非譽、子伝、儒家累業、
開、翰、苑之詞華。宜、学、**□□**峽、猿之奇態、莫、泥、水、鳥之陸歩。

実録作ニル

嶋許

(□：巾へんに鳥、□：巾へんに許)

散一樂得一業一生正一六一位一上行兼腋陳吉上秦宿一禰氏一安对

对竊一以一人之稟性賢一愚区一分。樂之理情古一今惟異。喜怒哀樂之相變性之所適、謂之情。動靜治乱之不同。声所和、謂之樂。是以上有明王、戴德者不知手舞足踏、国無庶事、誇仁者既亦心動言形。常不可剛強其情、常不可和柔其性。方田不定智水欲随神器之中、進退難期蒙雲宜卷、聖風之裏、遂使愚蠢之人飽恩醉德陶染淳化、質朴之性見舞聞歌合、応御遊、金一印紫綬之賞一臣規一模一茂真、而飄袖李一部槐一市之重一客庶一幾一吉一見、而揮衣寔是供一奉一于中一禁一慎一密於外人者也。即一知半一鄙者非一代之儲一也。人臣寧費一鞭一以馳一矣。胡籙者是備一武之器也。武士豈对柱而負一焉。少年同宿之処戲一言応知衆一口共啓之、時談一咲難聞、安一本一忠之伝相撲勸酒以進、親一衛之幕府。藤醜一人之習一傀一儡捧一脯一而弄一承一香之簾一前、至于夫体随月次光朗、円座。若以案牘偏謂一變体、恨一倦一誨一入之情、亦称相同巧為放光、恐有等一仏之罪。馮虛亡是之作出自踊一土之浮言。含咲解頤之論、豈是耐一台之本一業。我國家時反一朴略、俗類一花一胥。万一民皆就一樂遊、四方各戲一技芸。譬一堯一德於就一曰、彼猶有慙一歌一舜曲於薰風、其未一尽善自然一樂而不淫神、而又妙。神一樂之雪一夜雖一恠一短一男之輕一。身、踏歌之春一、天偷一恨一高冠之吞一舌。氏一安一仮虚釣一、名課一無責有。学摧一、心一肝、雖一歎一多一、年刺一、股一苦、問離一、視一聽。未一、通一、一、日一、欠一、鼻一、之詞一、謹一、对。

応和三年六月日

和一事始に翰林胡蘆集禪僧巨竹が集也
明応の頃の人のを引て云、人皇六十二代村一

上天皇、万機の暇太子の筆する所申樂延年記を見給ひ、群臣に告て曰、上諸神を敬ひ下万民を安ずる事、申樂に過たるハなし。

則河勝が遠孫秦氏安に命して重て此伎を興す。又紀氏あり、氏

安か女弟婿たり。故に二人共にこれを起し、大内殿前に舞ふ。天皇、

六十六番は事しげしとて、其事を抽て三十三番とす。稻積翁、

代積翁、父丞是也。これより伝て氏安共九世に至る。これを金春と

号す。大和国円満井の座是也。太子ミづから作る所の鬼面秘し

て此座にあり。大和国に四座有、トヤマ
外山○ユウサキ
結崎○サカト
坂戸○エマン
円満井○是也。

春日野神事を奉る。江州に三座有、ヤマ
山○シモサカ
下坂○ヒエ
比叡○是也。日吉の

神事を奉る。河内に新座あり。丹波に本座有。摂津国に法成寺

あり。此三座ハ、加茂住吉の神事を奉る。伊勢国和屋、勝田、主同

あり。此二座は、太神宮の神事を奉る是レ猿樂家の伝来なるベシ
きはめたる実録には見渡り

侍らず。文粹にのする対一冊のおもむきにて。
ハ太子伝来の樂此時改正といふものいぶかし

いにしへ川勝の製すといふ樂は、いか成ものにや。今徴としていふべきもの

なし。中ごろ申樂とてはやしぬるハ、またく今の狂言にて、たゞ

おかしき事のミを当座に作りなせりと見ゆ。源氏乙女の巻に、

さるかうがましくとあり、是猿樂の事なり。

古事漢に云、白河の院御前にて、久我大相国申されて云、猿樂こそ

酒を給て今ハいねと云事ハ候へと云。院咲ハしめ給ひて又盃を

勧らる。

宇治拾遺卷第五云、堀川院の御とき、内侍所の御神樂の夜お

ほせて、こよひめづらしからん申樂仕れとおほせありけれハ、職事家綱をめして、このよしおほせけり。うけたまはりて、何事をかせましとあんじて、おとゝ行綱をかたすみへまねきよせて、かゝること仰くだされたれば、ワがあんじたることのあるハいかゞあるべきといひけれハ、いかやうなる事をせさせ給はんするぞといふに、家綱かいふやう、庭火向てたきたるに、はかまをたかく引あげて、ほそはきを出して、よりにく、夜の更てさりにく、さむきにふりちうふぐりをありちうあぶらんといひて、庭火を三めぐりばかりはしりめぐらんとおもふ、いかゞあるべきといふに、行綱かいはいく、さも侍りなん、但、大やけの御前にて、ほそはぎかき出してふぐりあぶらんとさふらはんハ、ひんなくや候へからんといひけれハ、家綱誠にさいはれたり、さらはことことをこそせめ、かしこう申あはせてけりといひける。殿上人など仰を奉りたれハ、こよひいかなることをせんすらんと、めをすましてまつに、人長家綱めすとめせは、家綱出て、させる事なきやうにて入ぬれハ、上よりもそのことゝなきやうにおぼしめすほとに、人長又すゝみて行綱めすとめすとき、行綱さむげなるけしきをして、膝をもゝまでかきあげて、ほそはぎを出してわなゝき、さむ気なる声にて、よりにくよのふけて、さりにくさむきにふりちうふぐりをありちうあぶらんといひて、庭火を十まはり斗はしりまはりたるに、上より下さまにいたるまで大かたとよみたりけり。家綱かたすみにかくれて、きやつにかなしうはかられぬるこそとて、中たかひて目も見あはせずしてすぐるほどに、家綱おもひけるハ、はかられたるはにく

けれど、さてのミやむべきにあらずと思て、行綱にいふやう、このことさのミぞある、さりとて兄弟の中たがひはつべきにあらずといひけれハ、行綱よろこびて行むつひけり。加茂の臨時のまつりの帰立に御神樂のあるに、行綱、家綱にいふやう、人長めしたてん時、竹台のもとによりてそゝめかんするに、あれハなんする物そとはやい給へ、そのとき、ちくべうぞくといひてへうのまねをつくさんと云ければ、家綱ことにもあらず、手のきハはやさんとことうけしつ。さて人長たちすゝみて、行綱めすといふときに、行綱やをらたちて竹の台のもとによりてはいありきて、あれはなににするそやといはし、それにつきてちくべうといはんとまつほどに、家綱、かれはなんそのちくべうぞとどひけれハ、詮といはんと思ふちくべうをさきにいはれけれハ、いふべきことなくて、ふとにけてはしり入にけり。このこと上まできこしめして、中くゆゝしきけうにてありけるとかや。さきに行綱にはかられたるあたりとぞいひける

十訓抄にいへるも此おもむきにして詳略異同有。
竹豹を竹駒とせり。今の竹馬なるべし。

十訓抄、明一衡往来、源平盛衰記などに、往々猿樂の事侍れり。唯おかしき事のミをなして咲はしむる事をいへり。くはしく秦、廣貞か舞歌同異抄にしろし侍れハ、彼にゆづりて是にのせず。太子の命給ひて秦、河勝の製せるもの、いつの比より変せしにや、いぶかし。中古猿樂と称するハ、善悪邪正のワかちなく、侏儒俳優の態をも混雑し、すべて散樂ととなへ来れり。禁秘抄に凡賤を遠さくべき事をいひて、凡一卑ハ限_ニ六位_ル蔵_一人、下臈_ヲ女房_也。有_レ芸者依_テ其事_ニ近_一召事_一代_一多_シ。

寛平、遺誠不_レ可_レ然況_レ、如_二猿樂_一参_ス庭上_ニ可_レ止事也といへり。是等にいえる猿樂ハ、ひたふるにあさましき事のミをなせりとみゆれハ、三代実録、江次第、著聞集などにいへる猿樂とハ事たがひぬと覚ゆ。秦、河勝は、欽明、敏達、用明、崇峻、推古五代の天子に歴任して、風雅文采の人なり。今播州赤穂郡坂越浦大酒大明神及_ヒ山城葛野郡大酒神_一社、此靈を祭れり。河_一勝の製造せる申樂正説たらハ、定て古樂正風なるべし。今見るによしなし。

大平記卷第廿三に云、大森彦七が_一族共_{トモ}、細川卿律師定禪に随て手痛く軍して楠正成に腹切せし者なれば、其勲功他に異なりとて数箇所の恩賞を給り、其悦にはこりて、一族共_{トモ}様々の遊宴を尽し活計しけるが、猿樂ハ是遐_一齡延_一年の方なればとて、御堂の庭に棧敷を打て舞台を敷、種々の風流を尽さんとす。近隣の貴賤是を聞て、群集する事夥し。彦七も其猿樂の衆也ければ、様々の装束共下人に持せて樂屋へ行ける_云。この猿樂ハ遐_一齡延年の方といひ、種々の風流とあれハ、今所謂能さるかくの類にても有しにや。

大平記の時分には、能と云名ハ有へからず。或は上古散樂の余風、今の人の舞樂の類を大森が興行せしならんか。但、種々の風流を尽とあれハ、此時分に能と云号こそなけれ、舞樂の外に今の能、猿樂の類ありしにや。いつとなく舞樂も変して今の能、猿樂の漸よつて来る事久し。其証拠ハ、平家物語殿上五節の舞にさへ、平忠盛の事を伊勢平氏ハすかめなりとをかしき事にはやし、義経記に鶴岡の静女か舞曲にはやし、かたを加へ、笛ハ畠山、鼓ハ工藤、調拍子ハ梶原とあるを見るべし。

能猿樂之事

近頃世に翫て能と称する猿樂は、上古秦河勝の製するものにもあらず。又、中古称する所の俳優の態にもあらず。室町殿_{將軍義光公}の時代、觀世

観阿弥等始て是をなせり。後花園帝嘉吉元年、將軍義教公、赤松満祐か宅に入給ふの日、猿楽の遊覧有。是蓋今の能、国史に載の始歟。

猿楽遊覧中、將軍義教公を弑し奉る。此時の能ハ、鶉之羽なり。其後諱て此能をなさず。国史実録及嘉吉記本朝通記等にくはし。鶉之羽ハ觀世世阿弥の作なり。

同寛正五年、糺河原におゐて勸進猿楽有。觀世音阿弥其子又三良等役之。青松院法印義成、是を勸進す是レ勸進能之始なり。將軍義政公見物し給ふ。扈從の大小各衣服を纏頭す。其比ハ番数の定めもなかりしか、今春太夫の弟子泉州堺住、車屋道悦といふもの、一流節奏して百番となし、自書して印行す。所謂車屋本是也。凡謡曲製、源氏物語、伊勢物語及和漢の軍記或ハ古人の諷詠に依りて作なせり。作者多くハ四座の太夫なり。間貴人の御作も有となん。人皇百五代後柏原院大永四年、吉田蔵人兼持か安東典厩の求に応しかけるものに作者の名くはし。

金春金剛為ニ下掛一觀世保

昌為ニ上掛一共謂之四座。

式三番

神社考云、世一伝上宮太子命ニ秦川勝一為ニ申樂一、云彼式三番初第一奏者日神、次第二奏者住吉神、終第三奏者穴吹神穴吹ノ神、見ニ延式一、於ニ是等之伎一亦可レ見三上古尚ニ神一也。所謂翁舞いなつミのおきな、よなつミのおきな、ちの丞、今式三番是なり。住吉明神祭場

に奏せん事をこひ給ふ、故是を。神誦の三番ともいふよしなり。

或人曰、猿楽といふは古楽にあらざ、新楽との義なり。其説云、礼樂記第

十九云、今夫新樂進俯退俯。鄭玄曰、俯猶レ曲言レ不レ齊也。 姦声以濫、溺而不止。濫ハ濫一。竊也。

(※：けものへんに憂)

溺レ而不レ止声淫^一。乱無^シニ以テ治^レ之

及優侏儒^一

王肅曰ク俳。優短^一人

※^{ユウ}雑^{サツシテ}

子女^一

不^レ知^ニ父子^一

ヲ鄭玄曰※ハ獼猴也、言ハ舞者如^ニ獼

猴戲^一乱^レ男。女尊卑^一也

樂終不^レ可^ニ以語^一、此説を考れば、猿樂の名来由なきにあらず。予

曰、新樂といふハ周礼の散樂とハ甚異にして、日本の猿樂といふよりハ遥^{ハレカ}

におとれり。子女を※^一雑して父子をしらずとハ、男女の差別もなく不

正にして父子一所には見物もならぬといふの語意なり。然バ此新樂といふ

ハ、日本の舞子歌舞妓やうのものに当て、可なり。左も有なん、鄭衛の

詩を見るに、五尺手拭なんど云、童謡におなじ。姦声溺音といへは、其淫^イ

樂するべし。日本の歌舞妓も、中古迄ハ白拍子とて女樂をもてはやし

侍れど、元和年中官命有て女樂を禁ぜしむ。よりて、おとこ鬢

をつけ、袖を長し裙をひき、起居ものごしまめやかに美女のことし。

是を女形と云、弥^イましに又其男色にほださる。承応年間亦公命あ

りて、年齢をゑらはず悉額髪を剃しめ、呼て野郎といふ^{關東呼テニ杜奴^一。稱スニ野郎^一。}

後又装に紫の花帽子を以て其額に被むり、殆女子の妙齡になぞ

らふ。豈奇ならざらんや^{今の歌舞妓ハ國と云女四条川原に芝居して風流に舞しより始て、近年迄國歌舞妓と云。川原者}

と云も是よりとそ

或人曰、折^{フツテ}神樂^ヲ為^シ申樂^ト、削^{ケツ、テ}申樂^ヲ為^ス田樂^ト、亦中古申樂之變也。田樂

は法師のする業とぞ。今も泉州大津村に、田樂法師とて三人有。毎

年住吉春日の祭礼に出て、伎芸をなすよしなり。大平記に、相模入道田

樂を好ミ、新座本座あまた有といへり。今の竹田芝居、前狂言の

子とも皆円頂なるハ、田樂法師の遺風とそ。

江、納言匡一房洛陽田樂記有、堀河院永長元年、京中田樂といふもの

はやりて、貴賤皆見物す。御所にもめして御覽有しとかや。

常陸国志云、久慈郡金砂山に神祠あり。其神甚靈あり。土人時を以てこれを祭る。七十二年一度つゝ大祭あり。其日田楽有、種々の俗舞雜伎をなす。これを名付て田楽と云。凡田楽ハ古昔大に行はるといへ共、近世其伝を失ふ。故に余国にハ有所なし。たゞ常陸国にのミ民間に相伝てこれあり。

猿樂稱能説

猿樂を能といふ、いつの比よりいへるにや未考。按に能は善工也と註せり。詩經賓之初一筵云、其湛曰、樂各奏爾能と有に抛り、猿樂者、流其賤稱を諱て改め名とする歟。

能作者 觀世之分

世阿弥作

相生	放生川	養老	老松
松尾	白樂天	黒主	白主
難波	鼓瀧	御裳濯	吉野琴
伏見	神在月	金札	逆鉾
鶉羽	佐保山	箱崎	七夕
呉服	右近 <small>前<small>カキナラス</small>後<small>小次郎</small></small>	玉鉾	泰山府君
道明寺	以上△廿五番	同作	修羅能
実盛	道盛	敦盛	箴
田村	兼平	貞任	忠度

花月	木賊	歌占	逢坂鶏	盛久	横山	梅枝	誓願寺	海士 <small>是ハ別作と云説あり</small>	返魂香	みワたり	求塚	末松山	班女	隅田川	百万	二人静	東北	松風	伏見曾我	清経	志賀忠度
女郎花	自然居士	土車	高野物狂 <small>奥ハ善徳云ツク</small>	蘆刈	鉢木	布留	姨棄	当麻	橋姫	箆太鼓	砧	竹雪	水無月祓	柏崎	三井寺	吉野静	野々宮	江口	八島	頼政	次信
雲林院	東岸居士 <small>観阿弥と云説あり</small>	俊寛	丹後物狂	磯松	鍾馗	落葉	山姥	杜若	三輪	葵	桧垣	卒都婆小町	経書堂	蝉丸 <small>別作と云説有</small>	隠岐物狂	熊野	井筒	宋女	以上△十八番	経政	忠信
聶入自然居士	蟻通	景清	北野物狂	木幡	春栄	以上△五十一番	松浦鏡	葛城	羽衣	富士太鼓	三山	関寺小町	雲雀山	花筐	桜河	飛鳥川	源氏供養	仏原	同作女能	朝長	知章

輪藏	二人御子 <small>内海共云</small>	具忠	らうとしや	愛宕	船弁慶	吉野天人	玉井	巴園	觀世小次郎作	右世阿弥作也、彼作数百番有之	弱法師	融	舍利	鶉飼	照君	酒吞童子	鶴	稻荷	玉水	須磨源氏
	同弥次郎作	満季	高祖	皇帝	盛長	村山	大蛇	施世太子			以上	池熱	野守	融通鞍馬	綾鼓	常陸帯	藤戸	善知鳥	船橋	
香椎	木船	亀井	富士	長良	惟茂	三井寺前司	九世戸	保貞		△六十一番有之	満仲 <small>金村太夫ニ遣之ト云々</small>	獅子	車僧	真方	長柄	啼不動	天鼓	餓鬼	堀難	
花軍	けうぼう女 <small>閔子シケン事を書たり</small>	韋駄天	龍虎	城ノ太郎	羅生門	遊行柳	胡蝶	飛賀美			草紙洗	壇風	春日龍神	項羽	護法	恋重荷	松虫	通小町 <small>觀と阿云說あり</small>	阿漕	
惟春	△卅二番																			

安達原	近江能	調伏曾我	大木	氷室	嵐山	同 嵐山	脇能 東方朔	同善鳳作	西王母	楊貴妃	小督	西行桜	矢立加茂	金春善竹作	江ノ島	異国退治	岡崎	降魔	みうへが島	広元
										<small>作 説々 有者</small>		<small>但 奥ハ 宝生 太夫 作</small>								
羊		舞車	小林	浦島	以上△五番		生田		六浦	源太夫	葵上	鐘馗	芭蕉		以上 △廿五番	長興寺	千年	師義	葛城天狗	
放下僧		以上△十番	鞍馬天狗	元服曾我			初雪		以上△十八番	龍田	玉葛	雨月	虎送			檜塚	陵王	尊志	木玉	
熊野参			菅丞相	錦戸			一角仙人			白髭	千年重平	定家	小塩			老子	しうらう	親任	巖島	
										<small>曲舞ハ昔 より有之</small>										

三条西殿 御作

狭衣 常盤

以上

善界 竹田法印宗盛作

浮船 細川弘源寺ノ作

住吉 音阿弥作

槿 小田垣能登守作

夕兒上 内藤藤左衛門作
後二八河内守云云

俊寛忠度 同作

木霊浮船 同作

吉備津宮 善徳作

源氏供養 河上神主作和州
十二太夫先祖

朝比奈 同前

文学 同前

小手卷 同作

作者不分明能 但大略今春能か

脇能

いそのワらハ 宮川 美豆江 和布刈

慈童 淡路 竹取 稲舟

鶏 鉄輪 鐘卷 梨花

鴛鴦 藤栄 祇園貞 浜球

浜河 御坊曾我 秩父 千人伐

鈴木 鶴若 揚賀 鎌田

治親 二度懸 那須与一 清重

久我美 真田 守屋 木曾

七騎落 実検実盛 安達静 信夫

粉川 石こづみ 安宅 高綱

咸陽宮 長兵衛尉 摂待 経盛

網持 西行西住 唐船 邯鄲

殺生石 藍染川 武文 千引

高砂増々抄附録 終

猩々 鷺 馬融 嵯原

松山鏡 谷行 熊坂現在ノ事也 幽霊熊坂

檜天狗 大仏供養 大般若 愛寿

鳥追 墨染桜 太刀堀 隠岐院

加茂物狂 八劍 大会 竹生島

座主流 六代 陶淵明慈雲院作と云云 小袖曾我

惟盛 小原御幸 妓王 高野物狂

雪頼朝 伍子胥 空蟬 先帝

碓被 身壳 橋弁慶 巴

以上 △八十八番有之

惣以上三百五十二番

右能本作者、事依^テ安樂典廐御所望^ニ調進^又。

觀世弥次郎長俊連々直談、時物語申^ス趣

所^ニ注置^一如斯、又此上猶可被聞召合者也。

于時大永四甲申年孟夏上澣吉田藏人兼持在判